

ハウスプラスすまい保険



現場検査手数料が割引に！

例えば、200㎡以上500㎡未満の住宅では

合計 **29,160円割引**

(一社)全国住宅産業協会では、ハウスプラス住宅保証(株)が運営する「ハウスプラスすまい保険」を利用する戸建住宅及び木造の共同住宅について、一定の要件のもと、団体自主検査を行うことによる現場検査手数料の割引が受けられる制度を導入しています。当協会にご入会いただくと団体自主検査（階数3以下の戸建住宅、木造の共同住宅）が可能となる制度です。以下、団体自主検査の仕組みの概要についてご説明いたします。

ハウスプラスすまい保険の資料請求をする

[現場検査手数料の割引](#) [団体自主検査について](#) [戸建住宅の割引例](#) [\(一社\)全国住宅産業協会の概要](#)

現場検査手数料の割引

以下の要件を満たす場合に現場検査手数料が割引されます。

- (一社)全国住宅産業協会の企業会員であること、又は団体会員に所属する会員であること。
- ハウスプラス住宅保証(株)に事業者届出を行っていること。
- 以下(1)と(2)の技術基準をクリアしていること。
- (1)ハウスプラス住宅保証が定める住宅瑕疵担保責任保険設計施工基準
- (2)全住協が定める特保住宅設計施工基準（外壁通気工法が必須）
- (3)電子申請による保険申込であること。
- (4)認定団体加盟申請書を全住協に提出すること。
- (5)瑕疵担保責任保険契約申込時の「団体・取次店の割当」において「(一般社団法人)全国住宅産業協会」を選択すること。

団体自主検査について

自社に所属する一定の技術資格を有する者を検査員として(一社)全国住宅産業協会に登録すると、当該検査員が階数3以下の住宅（戸建住宅、木造の共同住宅）に限り、ハウスプラス住宅保証(株)の「ハウスプラスすまい保険」の第1回現場検査を団体自主検査とすることができます。基礎配筋工事完了時の現場検査を行う検査員になるには、当協会が開催する特保住宅検査員研修を受講し、検査員として登録することが必要です。検査員研修を受講するには、以下の技術資格が必要です。

●検査員研修の受講資格

- (1)～(3)は該当する免許を有すること、(4)は免許等を取得後、5年以上の実務経験を有することが必要です。
(1) 一級建築士 (2) 二級建築士 (3) 木造建築士 (4) 建築施工管理技士（二級建築施工管理技士（仕上げ）を除く。）

戸建住宅の割引例

一般住宅

2回検査（2回ともハウスプラス住宅保証(株)による現場検査）

特保住宅

2回のうち1回は団体検査員による配筋自主検査

●新築戸建分譲住宅、新築注文住宅

延床面積区分	保険料	現場検査料	合計
125㎡以上150㎡未満	48,840円	16,200円	65,040円

※中小企業者コース・保険料2,000万円プラン

※このほかの面積区分、性能評価物件についてはお問合せください。